

# 令和8年度 公立学童保育クラブ 一時学童保育のご案内



葛飾区教育委員会事務局放課後支援課放課後支援係  
(区役所4階401 子育て支援窓口)

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

電話 代表 03(3695)1111 内線 2612

直通 03(5654)7613 FAX 03(5698)1553

葛飾区ホームページアドレス

<http://www.city.katsushika.lg.jp>

## ● 三季休業日の一時学童保育

三季休業日(夏休み・冬休み・春休み)の間、保護者の就労・疾病等を理由に監護が必要な小学生のお子さんを対象に、学童保育クラブでお預かりします。

**受付期間** 夏休み 令和8年 5月22日(金)から 6月10日(水)まで  
冬休み 令和8年 10月22日(木)から 11月10日(火)まで  
春休み 令和9年 1月22日(金)から 2月10日(水)まで

※詳細については、夏休みは5月25日号、冬休みは10月25日号、春休みは1月25日号の広報かつしかに掲載予定ですのでご確認ください。

**受付場所・受付時間** 第1希望の公立学童保育クラブの窓口へ保護者が直接、申請書類をそろえて提出してください。  
複数の学童保育クラブへ入会申請書を提出することはできません。

(10時から18時まで) \* 郵送不可

**申請書配布場所** 各児童館、公立学童保育クラブ、子ども未来プラザ  
放課後支援課(区役所4階401子育て支援窓口)

**提出書類** 入会申請書に勤務証明書等の書類を全てそろえてから申請してください。  
提出書類がそろわないもの、締切後の申請については受付できません。

**結果通知** 入会承認通知書又は入会不承認通知書を送付いたします。送付予定時期は、夏休み一時学童は7月上旬頃、冬休み一時学童は12月上旬頃、春休み一時学童は3月上旬頃です。

※私立学童保育クラブについては、実施予定の有無を含め、各学童保育クラブへ直接お問い合わせください。

## ● 緊急一時学童保育

保護者の疾病や出産、介護等の理由により、緊急かつ一時的に監護が必要な場合に、小学生のお子さんを対象に、1週間~1か月(4週間)の間で必要とする期間お預かりします。

**受付・申込方法** 利用予定日の2週間前から受付します。(まずは、放課後支援課までご連絡ください。)

利用予定日が確定しましたら、放課後支援課までご連絡のうえ、放課後支援課へ保護者が直接、申請書類をそろえて提出してください。 \* 郵送不可

ご自宅の近くで受入可能な公立学童保育クラブをご案内します。

**提出書類** 入会申請書、勤務証明書、診断書等。

診断書等は、やむを得ない事情がある場合は後日のご提出でも受け付けます。

## ●入会の要件

葛飾区に住所がある小学生のお子さんで、一時的に監護が必要な場合に入会できます。

## ●三季休業日の一時学童保育

小学校の三季休業日(夏休み、冬休み、春休み)に保護者が、概ね週3日以上(日曜日を除く)就労(短時間就労者も含む)、通院、介護等で監護が必要な場合に、三季休業日に限って入会することができます。

## ●緊急一時学童保育

保護者の疾病や出産、介護等の理由により、緊急かつ一時的に監護が必要な場合に、1週間～1か月(4週間)の間に入会することができます。

・保護者が求職(採用内定は除く)・内職・育児休業中の場合は対象になりません。

・監護が必要な状況次第で2回まで更新(合計で最長12週間)が可能ですので、放課後支援課までご相談ください。更新する場合、改めて書類を提出いただきます。

## ●心身に障害等のあるお子さんの入会について

1 対象となる児童:区内在住で入会の要件を満たすお子さんのうち、医療行為を必要とせず、集団生活が可能な方で次のいずれかに該当する場合。

- ①特別支援学校、特別支援学級に入学及び在籍している。
- ②愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証の交付を受けている。
- ③心身の発達に気になる点等があり、医師の診断により特別な配慮が必要である。

2 入会について

お子さんを安全にお預かりするために、障害・病気の程度や保育方法、施設の状況等を総合的に考慮した上で、必要に応じて面接を実施させていただき、入会について決定いたします。そのために、事前に区の職員が現在通学・通園している施設や以前通学・通園していた施設に伺い、お子さんの日頃の活動状況を確認させていただくことがあります。医師の診断があるお子さんは診断書の提出(初回申請時のみ)が必要となります。事前確認は、後日、施設と日時を調整した上で伺います。

## ●食物アレルギーをお持ちのお子さんの入会について

医師から食物アレルギーを有すると診断され、配慮が必要とされるお子さんについては、お子さんの安全を考え、おやつ・飲み物・弁当を保護者の方に用意していただくこととなります。

## ●募集人数・一時学童保育実施学童保育クラブ

・各学童保育クラブの在籍児童数によって募集人数が異なります。

・各学童保育クラブの在籍児童数等によって募集を行わない場合があります。

・一時学童保育を実施している公立学童保育クラブについては、別紙「一時学童保育実施クラブ一覧」をご覧ください。

※私立学童保育クラブについては、区ホームページ(トップ→施設案内→子育て・教育施設→子育て施設→私立学童保育クラブ)をご覧ください。各学童保育クラブへ直接お問い合わせください。

# ●提出書類

## 1 必ず提出していただくもの

### (1)入会申請書

- ・希望する学童保育クラブが複数ある場合は、入会を希望する学童保育クラブを順に記載してください。(希望学童保育クラブ名欄に、第2希望まで記入できます。)
- ・申請書は第1希望の学童保育クラブに提出してください。

### (2)監護が必要な状況を証明するもの

- ・父母の分が必要です。※単身赴任している方の分も必要です。
- ・父母がいない場合は父母に代わる方の分が必要です。※事実婚状態の方(同居されている方)の分も必要です。

父母の状況		必要な添付書類	
就労	外勤(常勤・パート等)	「勤務(採用内定)証明書」※勤務先による記入が必要	◎葛飾区作成の学童用の書式のもの ◎勤務形態(曜日・時間帯)が固定でない方や勤務証明書のみで勤務時間・勤務日数が確認できない方は、シフト表の添付が必要
	自営業	「就労状況申告書<自営業>」※経営主による記入が必要	
就労以外	疾病・心身障害等	①「申立書」②診断書(日中監護が必要な状況が記載されているもの)又は各種手帳の写し	
	介護・看護	①「申立書」②診断書(日中監護が必要な状況が記載されているもの)又は各種手帳の写し	
	通学・通所	①「申立書」②在学証明書と時間割表等の写し	

- ・監護が必要な状況を証明する資料については申請日より3か月以内に発行されたものが有効です。
- ・兄弟姉妹2人以上で同じ学童保育クラブの入会を希望する場合、申請書は1人1部、監護が必要な状況を証明する添付書類は世帯で1部ご用意ください。

### (3)出産のために緊急一時学童保育を利用される場合の必要書類

- ①父の勤務証明書等
- ②申立書(妊婦)
- ③出産予定日が書いてある母子健康手帳の写し
- ④産後ケアを利用する場合は予約票の写し

\* 予定日を含む4週間のうち希望する期間での受入れになります。(出産後、産後の肥立ちが悪いなど監護に欠ける状況が続いていることを理由に更新する場合は、改めて診断書等を添付して再申請が必要です。)

## 2 状況に応じて提出いただくもの ※選考基準指数に加算されます。

世帯の状況	必要な添付書類
ひとり親世帯	ひとり親医療証・児童扶養手当証書・児童育成手当認定通知書の写しのいずれか一つ (上記の給付を受けていない場合は)世帯全員で続柄の記載のある住民票の写しと世帯状況確認書 ※入会申請書の家族構成欄に記載された方全員の住民票の写しが必要
心身に障害等のあるお子さん	愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童通所サービス受給者証(有効期限内) ・特別支援学校(学級)の在学証明書又は就学証明書・診断書の写しのいずれか一つ

上記提出書類を全てそろえてから、申請締切日まで、第1希望の学童保育クラブへ申請してください。

提出書類がそろわないもの、締切後の申請については、受付できません。ただし、緊急一時学童保育の場合は、状況により提出書類を後日でもお受けする場合があります。

## ●入会期間

### ◎ 三季休業日の一時学童保育

夏休み: 令和8年7月21日～令和8年8月31日(日曜日・祝日を除く)

冬休み: 令和8年12月26日～令和9年1月7日(日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

春休み: 令和9年3月25日～令和9年4月5日(日曜日・祝日を除く)

### ◎ 緊急一時学童保育

1週間～1か月(4週間)の間で入会を必要とする期間

日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとなります。

## ●利用時間

	開所日	月曜日～土曜日	
	閉所日	日曜日・祝日・年末年始	
利用時間	三季休業日の一時学童保育	月～土曜日	8:30～18:00
	緊急一時学童保育	月～金曜日	下校時～18:00
		土曜日	8:30～18:00

## ●使用料及び受付期間

三季休業日の一時学童保育使用料、及び受付期間は5ページの表のとおりです。

緊急一時学童保育使用料 1週間あたり1,000円 利用予定日の2週間前から受付します。

支払い方法は区から送付される納付書での支払いになります。

使用料とは別に、間食費(1週間あたり500円)をご負担いただきます。

## ●使用料の減額・免除、間食費の助成

次の表に該当する世帯は入会后、別途申請により入会中の費用を減額・免除・助成します。

※世帯全員の状況を確認します。

### ■提出書類

- 1 学童保育クラブ使用料減額・免除申請書(①～④)
- 2 間食費助成申請書(①、②に該当する方のみ)
- 3 その他添付書類(下に該当する方は必ず添付してください。)

#### ●生活保護受給世帯

生活保護受給証明書(保護のしおりは不可・3か月以内に発行のもの)

#### ●令和7年1月1日現在、葛飾区外にお住まいだった方

令和7年度 都道府県民税・区市町村民税課税(非課税)証明書のコピーを世帯全員分

世帯状況	使用料	間食費(おやつ代)
① 生活保護受給世帯	全額免除	1週間あたり500円の助成
② 令和7年度住民税非課税世帯		
③ 令和7年度住民税均等割のみ課税世帯	半額に減額 (1週間あたり500円の負担)	助成なし (全額負担)
④ 兄弟姉妹で入会の世帯 一時学童保育入会児童が対象 ※一時学童保育に兄弟姉妹で同時に入会の場合は、 一番年齢の低い児童を除く他の児童が対象		

## 令和8年度 三季休業日の一時学童保育受付期間等

◎実施クラブについては別紙一覧表をご確認ください。

夏休み【7月21日～8月31日】※日曜日・祝日を除く

入会期間	使用料	受付期間
7月21日から8月31日まで	6,000円	5月22日(金)～6月10日(水)

■ 冬休み【12月26日～1月7日】※日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

入会期間	使用料	受付期間
12月26日から1月7日まで	2,000円	10月22日(木)～11月10日(火)

■ 春休み【3月25日(卒業式)～4月5日】※日曜日・祝日を除く

入会期間	使用料	受付期間
3月25日から4月5日まで	2,000円	1月22日(金)～2月10日(水)

6年生の場合【3月25日～3月31日】※日曜日・祝日を除く

入会期間	使用料	受付期間
3月25日から3月31日まで	1,000円	1月22日(金)～2月10日(水)

新1年生の場合【4月1日～4月5日】※日曜日・祝日を除く

入会期間	使用料	受付期間
4月1日から4月5日まで	1,000円	1月22日(金)～2月10日(水)

※使用料は1週間につき1,000円になります。